

令和5年度 第2回野田市男女共同参画審議会 次第

日時：令和6年2月14日（水）
午後3時

場所：市役所低層棟4階委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 人権・男女共同参画推進審議会について（報告）

(2) 委員提案による男女共同参画の協議について

(3) その他

4 閉 会

(1) 人権・男女共同参画推進審議会について

1 概要

人権・男女共同参画推進課所管の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」及び「野田市男女共同参画計画」については、それぞれ根拠法や基本計画に基づいた計画となっていますが、人権の取り組むべき施策と、男女共同参画基本法の基本指針で位置付ける各分野別であげられている基本認識については、概ね課題が合致しており、重複する施策も多い状況です。

そこで、いずれの計画も計画期間と見直しの時期が同じ6年度であり、新計画が7年度からスタートになることから、6年度の見直しの際、両計画を統合し、新たな「野田市人権・男女共同参画計画」を策定しようと考えております。

統合することで、人権の施策全般で男女共同参画の考えを検討したり、男女共同参画の施策の中で、人権施策のより広い視点で検討したりできることを期待しております。

あわせて、両計画の策定に関することについて、を所掌事務としている、人権施策推進協議会と男女共同参画審議会については、それぞれの委員の選出団体も重複している団体も多く、野田市行政改革大綱において、『選出団体や審議対象が重複する附属機関は、審議の効率化を図るため、統合へ向けた検討を行う。』と位置付けられていることから、計画の統合と合わせて附属機関も統合しようとするものです。

2 統合する審議会等

①人権施策推進協議会

- ・設置根拠：野田市人権施策推進協議会設置条例（地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づく附属機関）
- ・所掌事務：協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 人権施策に係る行動計画の作成及び推進に関すること。
 - (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び推進に関すること。
 - (3) その他人権施策に関し市長が必要と認めること。
- ・委員数：25人以内（現25人）
- ・計画書：人権教育・啓発に関する野田市行動計画（単体で作成）
- ・計画策定の根拠：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をまとめたもの。
- ・任期：令和5年7月11日から令和7年6月30日まで

②男女共同参画審議会

- ・設置根拠：野田市男女共同参画審議会条例（地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関）

- ・所掌事務：
 - (1) 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。
 - (2) 審議会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、市長に意見を述べることができる。
- ・委員数：16 人以内（現 16 人）
- ・計画書：野田市男女共同参画計画（女性活躍推進計画と一体作成）
- ・計画策定の根拠：男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画、かつ、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画。
- ・任期：令和 4 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 10 日まで

3 統合方法

人権施策推進協議会、男女共同参画審議会は、それぞれ条例で目的、所掌事務、委員選出区分などが決まっております。

今回の統合については、それぞれの審議会等が担ってきた項目を統合してまいりますので、2つ合わせた形で検討いたします。

統合の時期については、令和 6 年 4 月を予定しております。

4 施策の体系

総合計画の基本目標

市民がふれあい協働する都市

総合計画の基本方針

人権尊重・男女共同参画社会の推進

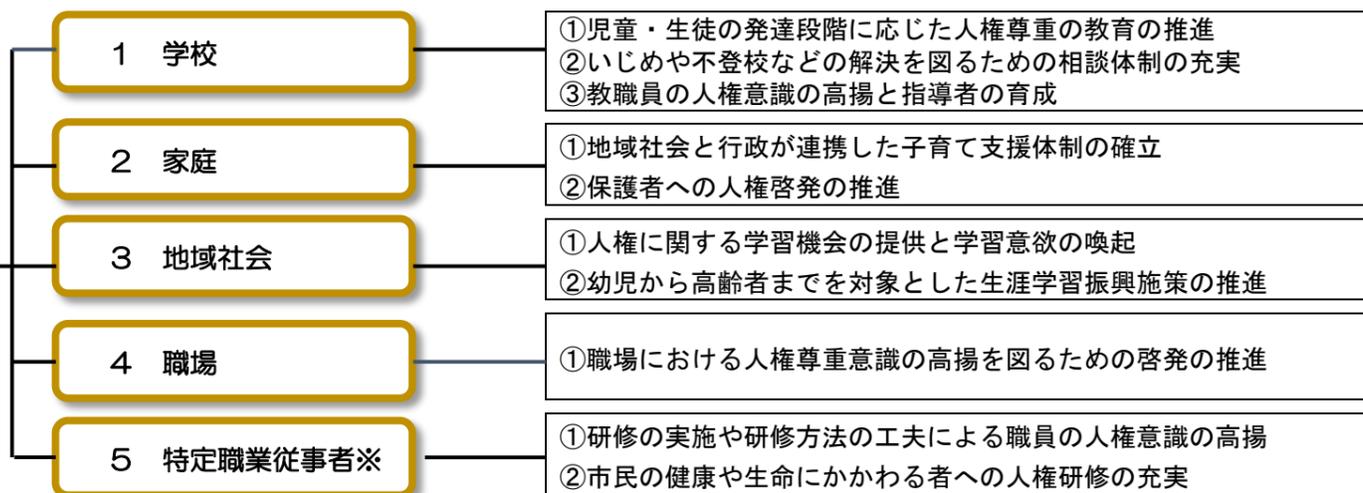
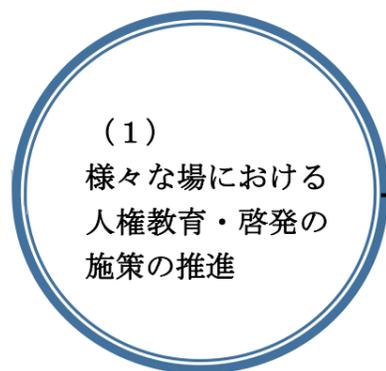
行動計画の基本理念

市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会

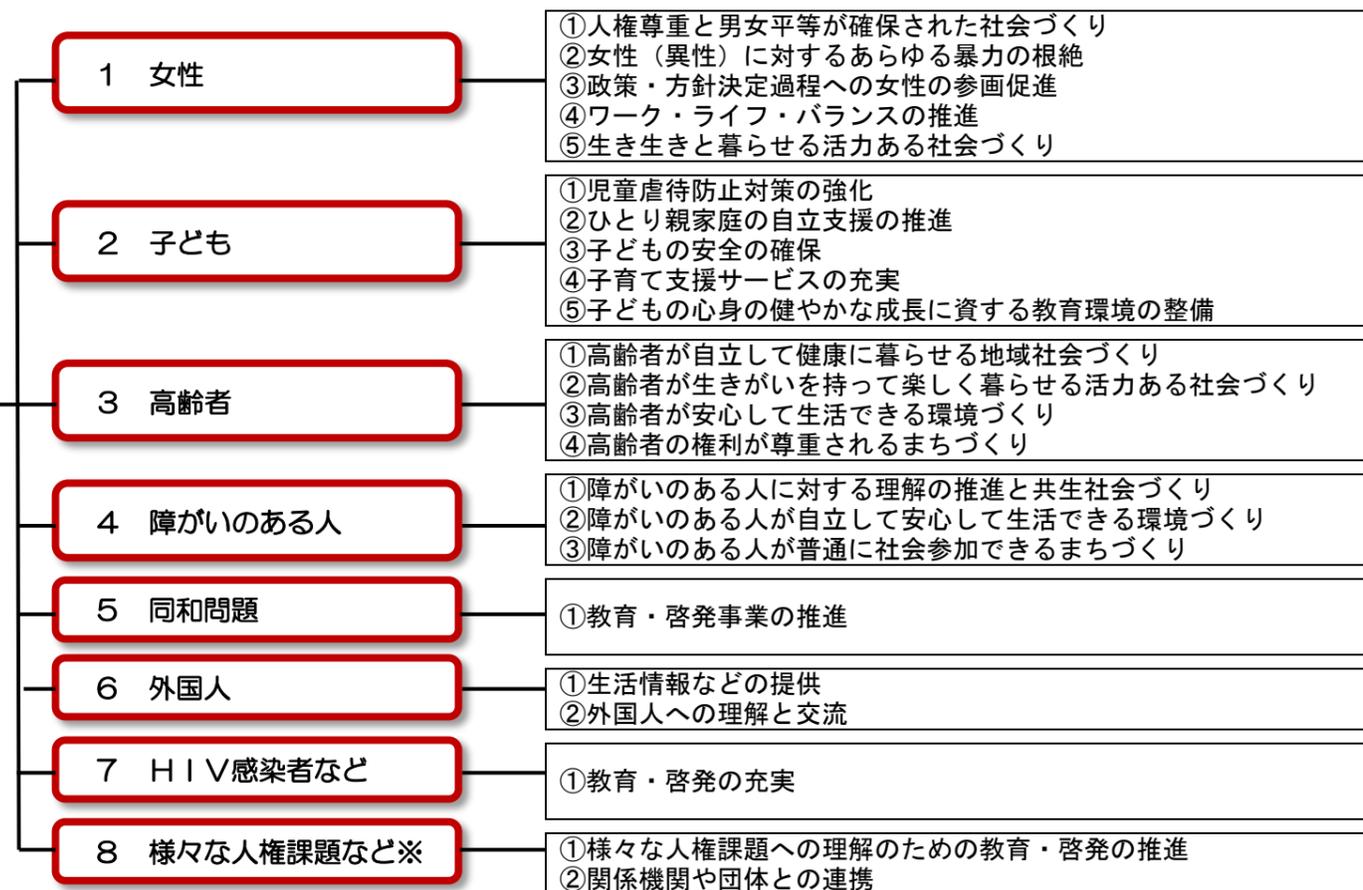
【計画の目標】

【基本課題】

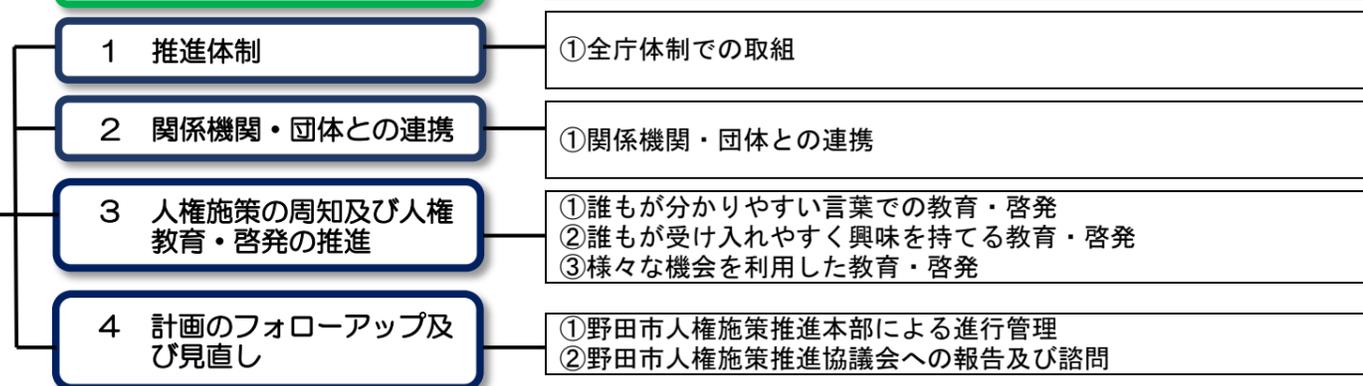
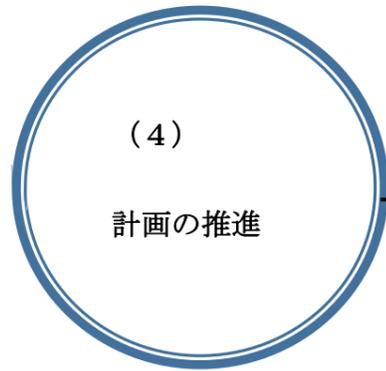
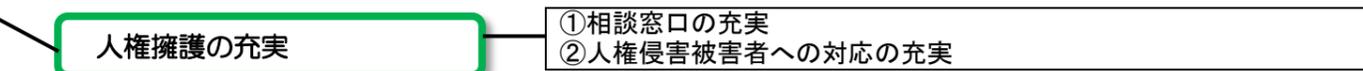
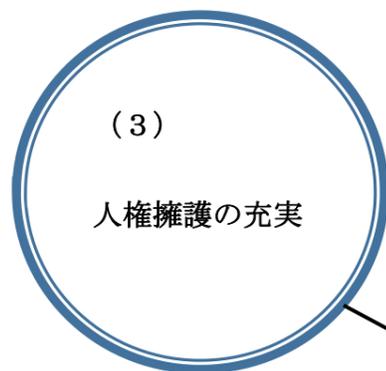
【施策の方向】



※地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者

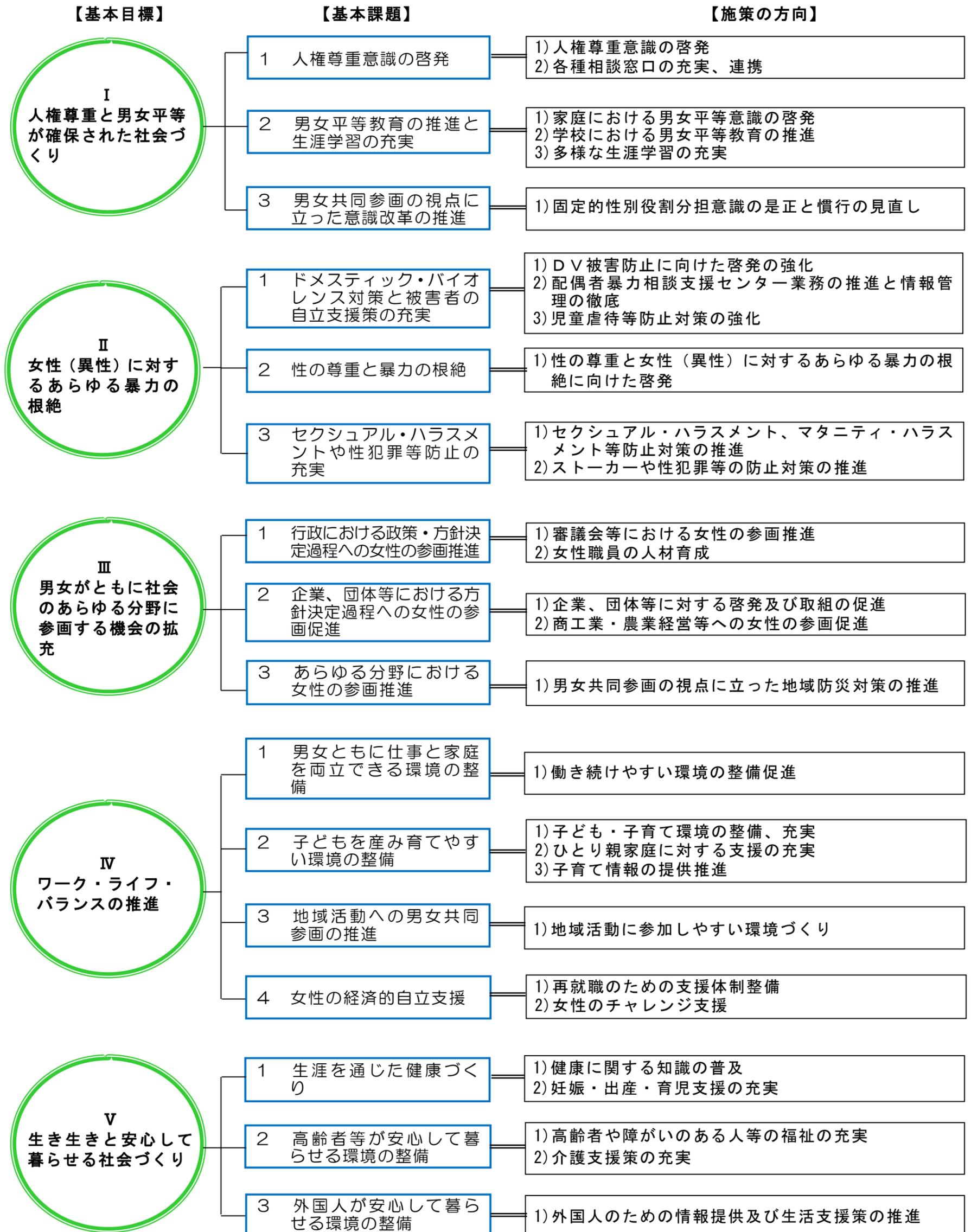


※◎刑を終えて出所した人、◎犯罪被害者やその家族、◎インターネットなどによる人権侵害
◎性的少数者の人権、◎大規模災害に関する人権問題、◎その他（アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致など）



第4章 計画の内容

1 施策の体系



委員提案による男女共同参画の協議について

1 委員提案の状況

(第4次野田市男女共同参画計画の体系を元に分類)

(1) 集計結果 13人の委員から24件の提案

話したいテーマとして出された基本目標

基本目標Ⅰ	人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	4人	5件
基本目標Ⅱ	女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶	1人	1件
基本目標Ⅲ	男女がともに社会のあらゆる分野に参画する 機会の拡充	3人	5件
基本目標Ⅳ	ワーク・ライフ・バランスの推進	6人	8件
基本目標Ⅴ	生き生きと安心して暮らせる社会づくり	3人	3件



(2) 個別提案

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

- ・ダイバーシティの一部としての男女共同参画。性別に限らず、様々な背景がある。子どもから、おとな、高齢者まですべての人が、生きやすい環境が整っていれば、選ばれる企業、選ばれる自治体になるのではないかと思う。20年後、どんな環境であるべきか、具体的イメージを共有したい。そこへの導線表としてやるべきことを見たい。
- ・性犯罪防止のための教育(親・子含め)の必要性について、親世代の想定していないような危険な状況を周知することが大切になってきていないか(ex.SNSによる犯罪など)

基本目標Ⅲ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

- ・行政における女性の参画促進のためのアイデアについて(クォータ制※の導入など)
- ・行政・企業・団体に於ける方針決定過程への女性の参画の実態、特に団体からの代表委員にその実態を伺いたい。更に団体代表委員は当該団体からどのように推せんを受けたのかも知りたい(立候補?指名?輪番?)

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・女性が仕事をもち、男性と同等に働くためには、家庭との両立、中でも子供を産み育てながら仕事との両立は大変であると思います。今、どの程度まで男性は意識しているのか、女性の地位向上のためにも環境の整備が必要。
- ・仕事と家庭の両立ができる環境や、子どもを産み育てやすい環境について、野田市はどの様に取り組み、又、他に補える点はどの様な事があるのか皆さんの意見を伺いたいです。
- ・自治会、防災等、地域活動の男女の係り

基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

- ・生涯を通じた健康づくりについて、市の施策等を伺いたい。また、皆さんの意見を伺いたい。

【参考】

クォータ制

積極的改善措置の手法の一つ。男女間格差を是正する方策で、性別等を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のこと。世界196か国中118の国や地域で、政治分野におけるクォータ制が国政レベルで導入されている。